

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育園給食賄材料費の増額分の保護者負担軽減	①近年の急激な物価高の影響を鑑み、改定した増額分を市が負担することにより保護者の負担軽減が図られる。※職員の給食費は対象外。 ②食材料費 ③・通常保育 270円/食×定員919人×292日 =72,453,960円 ・一時保育 270円/食×定員20人×292日 =1,576,800円 小計 74,030,760円 74,030,760円×給食率81.1%≒60,038,946円 ※園児1食あたり260円で積算 260円×939人×292日×81.1%=57,815,282円 差し引き 60,038,946円－57,815,282円=2,223,664円 ≒2,224千円(切り上げ) ④公設公営保育園10園(分園含む)	R8.4	R9.3
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	民間保育園給食費補助金支給事業の拡充	①現在の給食費補助金支給事業は、民間保育所等で給食費(3歳～5歳)を主食費(ご飯、パンなどの費用)2,000円、副食費(おかず、野菜などの費用)4,900円の範囲内にすることで、児童1人当たり月額1,000円の補助金を支給している。近年の急激な物価高の影響を鑑み、これを月額1,200円に拡充することで、民間保育園の運営安定化を図る。※教職員の給食費は対象外。 ②食材料費 ③民間3～5歳児受入人数 1,546人 1,200円×1,546人×12か月=22,262,400円 200円×1,546人×12か月=3,710,400円(拡充分) ④3～5歳児を保育する民間保育所等(33園)	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食費保護者負担軽減	①物価高騰の影響により、給食食材費が引き続き高騰していることに加え、保護者の経済的負担も増加していることから、学校給食費について、国からの支援が行われていない中学校の保護者の負担軽減を図る。 ②市内の中学校に通う児童生徒の令和8年4月分から令和9年3月分の給食賄材料費(教職員等分は除く) ③中学校1～2年生 3,400円×11か月×2,413人 =90,246,200円 中学校3年生 3,400円×10か月×1,117人 =37,978,000円 計 90,246,200円+37,978,000円=128,224,200円 ≒128,225千円 ※教職員及び学校給食センター等職員に関しては実費徴収 ④市内中学校に通う生徒の保護者	R8.4	R9.3